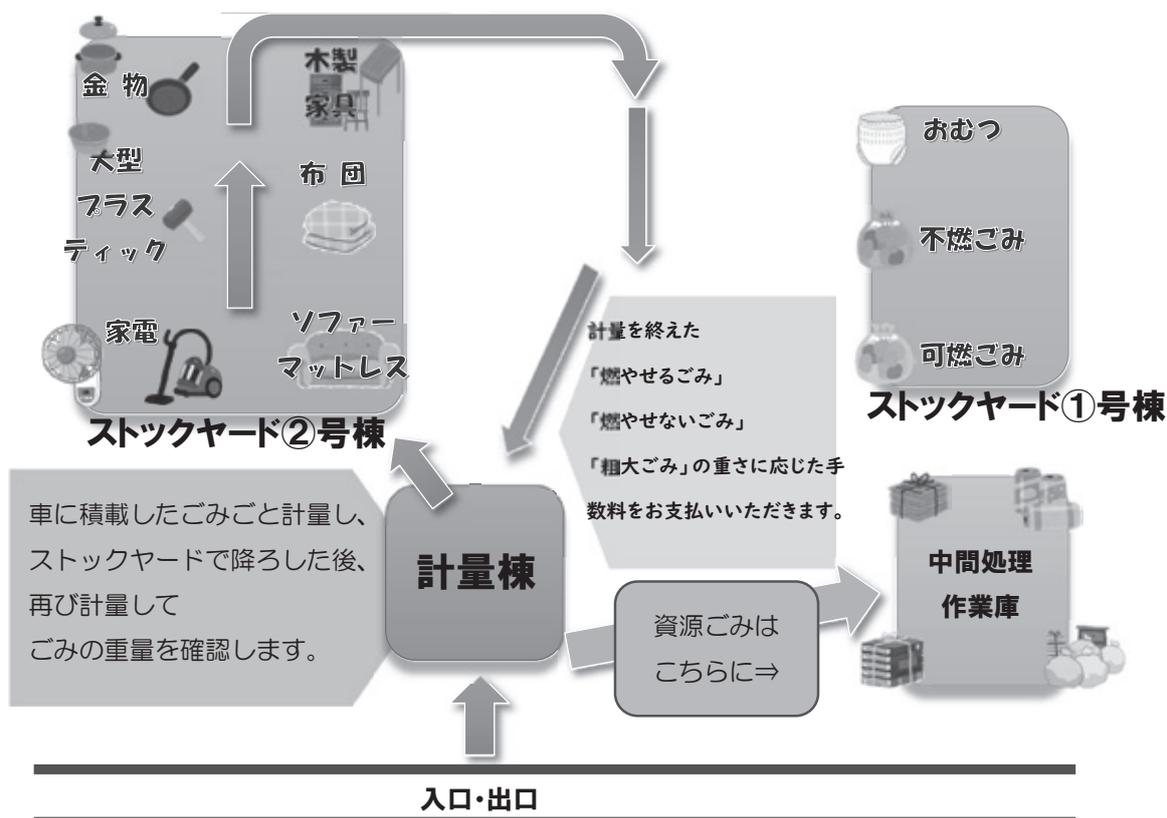


リサイクルセンターに直接搬入する場合

- 燃やせるごみ、燃やせないごみをリサイクルセンターへ持ち込む場合は、ごみの重さに応じて10kg当たり200円の手数料をリサイクルセンターが発行する納付書にて納付していただきます。
- リサイクルセンターへ直接搬入する際に、指定ごみ袋を使用していただく場合は手数料はかかりません。

リサイクルセンターの順路



一般ごみ有料化Q & Aの順路

Q：一般ごみの有料化とは？

A：ごみの排出量と費用負担を関連させることで、ごみ減量と資源化の推進が期待されます。ごみの分別等を行い、ごみを減らす取り組みをした人は負担が少なく、ごみを多く出す人は負担が多くなることで負担の実質的な公平化が図られます。道内で9割以上の自治体がすでに有料化を実施しています。

Q：有料化の対象とならないごみは？

A：・ビン、缶、ペットボトル、紙パック、容器包装プラスチックごみ
・段ボール、その他紙製容器、新聞紙、雑誌、雑紙、リターナブルビン（一升ビン・ビールビン）
・白色トレイ、発泡スチロール
・小型家電製品
・有害ごみ、危険ごみ
・廃食用油
・庭木、枝、草

Q：透明または半透明の買い置きしているごみ袋は、有料化になると使えなくなるのですか？

A：有料化の対象とならない品目（ビン、缶、ペットボトルなど）や燃やせるごみ、燃やせないごみをリサイクルセンターに持ち込む場合に使用することができます。